

平成22年3月23日

第2165号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 優良図書の推奨（134・県民文化政策課）……………1
- 青少年に有害な図書類の指定（135・県民文化政策課）……………1
- 地籍調査成果の認証（136・農山村振興課）……………2
- 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（137・水産漁港課）……………3
- 秋田県立男鹿水族館の利用料金の承認（138・観光課）……………5
- 争議行為の予告（139・雇用労働政策課）……………5
- 基本測量終了の通知（140・建設管理課）……………6
- 市街地再開発事業の事業計画の変更の認可（141・建築住宅課）……………6
- 道路区域の変更（142～145・平鹿地域振興局建設部）……………6

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民文化政策課）……………8
- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）……………8
- 県営土地改良事業計画の決定（秋田地域振興局農林部）……………8
- 土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）……………8
- 県営土地改良事業工事の完了（平鹿地域振興局農林部）……………8

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（7・教育庁総務課）……………9

公安委員会規則

- 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（3・交通企画課）……………9

告 示

秋田県告示第134号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第5条の2第1項の規定により、次の映画を優良な映画として推奨し、平成22年3月23日から施行する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐竹敬久

映画

1 題名	映画「アンダンテ～稲の旋律～」
2 制作会社	(株)レジェント・ピクチャーズ
3 推奨理由	心の病が原因で社会に適用できずにひきこもっていた主人公が農業を通じて時をかけながら自立して行く姿が描かれ、自然を愛しながら豊かな心を育て、生きる力を呼び起こす内容となっているなど、青少年の健全な心身の成長に役立つものと認められる。

秋田県告示第135号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第9条第1項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成22年3月23日から施行する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐竹敬久

図書

指定番号	図 書 名	発 行 所	指 定 理 由
10620	裏ネタ JACK 4月号	株式会社ダイアプレス	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
10621	ニャン 2 倶楽部 Z	(株)コアマガジン	
10622	五十路の主張 V o L . 3	ブライト出版	
10623	ロシアンキングデラックス	マイウエイ出版株式会社	
10624	T A T T O O B U R S T 3月号	(株)コアマガジン	
10625	流出! アイドル映像	三和出版株式会社	
10626	i - d o l o i d B E S T	(株)コアマガジン	

秋田県告示第136号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査成果を認証したので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 調査を行った者の名称
秋田市
- (2) 成果の名称
秋田市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
秋田市大字雄和平尾鳥の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.95km²
- (5) 認証年月日
平成22年3月16日
- 2(1) 調査を行った者の名称
男鹿市
- (2) 成果の名称
男鹿市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
男鹿市五里合大字中石の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成21年度
0.41km²
- (5) 認証年月日
平成22年3月16日
- 3(1) 調査を行った者の名称
八峰町
- (2) 成果の名称
八峰町の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
八峰町大字八森の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成20年度及び平成21年度
0.17km²
- (5) 認証年月日

平成22年3月16日

4(1) 調査を行った者の名称

八峰町

(2) 成果の名称

八峰町の地籍図及び地籍簿

(3) 測量及び調査を行った地域

八峰町大字峰浜沼田、峰浜田中の各一部

(4) 実施年度及び認証面積

平成20年度及び平成21年度

0.37km²

(5) 認証年月日

平成22年3月16日

秋田県告示第137号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、公表する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、昭和20年代後半から50年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和50年に34千トン、生産額では昭和52年に140億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

2 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多産少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データ及び知見の蓄積を図るために、県農林水産技術センター水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量は、次のとおりである。なお、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については「若干」とさ

れており、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については数量を明示されていない。また、平成22年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理対象となる期間が開始する前までに設定するとされている。

1 平成21年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- (1) すけとうだら
平成21年4月から平成22年3月まで 若干
- (2) まあじ
平成21年1月から12月まで 若干
- (3) ずわいがに
平成21年7月から平成22年6月まで 23トン

2 平成22年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- (1) すけとうだら
平成22年4月から平成23年3月まで 若干
- (2) まあじ
平成22年1月から12月まで 若干
- (3) ずわいがに
平成22年7月から平成23年6月まで (注) トン

(注) ずわいがにの漁獲可能量については、管理対象となる期間が開始する前までに設定する。

三 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

1 すけとうだら

小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

2 まあじ

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。
大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

3 ずわいがに

小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

四 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

平成22年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第1種漁業)	秋田県地先水面	平成22年9月1日から 平成22年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面(ただし、第2種共同漁業権水域を除く)	平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで	3,099

五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成22年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第1種漁業)	秋田県地先水面	平成22年9月1日から 平成22年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面(ただし、第2種共同漁業権水域を除く)	平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで	3,099

六 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

1 まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、国が作成した「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」の着実な実施を本県として実施する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

さらに、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）及びかれい固定式刺し網漁業（第2種共同漁業権水域を除く）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。

七 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

秋田県告示第138号

秋田県立男鹿水族館条例（平成15年秋田県条例第84号）第9条第1項の規定により、次のとおり秋田県立男鹿水族館の利用料金を承認したので、同条例第9条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県立男鹿水族館の利用料金は、平成22年4月1日から適用する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 分		利用料金の額		
普 通 料 金	小学校児童及び中学校生徒	1人1回につき	400円	
	一 般	1人1回につき	1,000円	
	福 祉	小学校児童及び中学校生徒	1人1回につき	250円
		一 般	1人1回につき	700円
	教 育	小学校児童及び中学校生徒	1人1回につき	200円
	企 画	小学校児童及び中学校生徒	1人1回につき	200円以上360円以下
一 般		1人1回につき	500円以上950円以下	
団 体 料 金 (20人以上の団体)	小学校児童及び中学校生徒	1人1回につき	300円	
	一 般	1人1回につき	800円	
定 期 券 (有効期間1年)	小学校児童及び中学校生徒	1人につき	1,000円	
	一 般	1人につき	2,500円	

備考

- 「小学校児童及び中学校生徒」には、これらの者に準ずる者を含む。
- 「福祉」の区分は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳を所持する者及びその者の付添人（1人に限る。）が、入館する場合に適用する。
- 「教育」の区分は、学校行事及び授業の一環として入館する小学校児童及び中学校生徒に適用する。
- 「企画」の区分は、企画商品の種類に応じて表に定める金額の範囲内において指定管理者が別に定める。

秋田県告示第139号

平成22年3月12日中通病院労働組合執行委員長森茂から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、公表する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 事件

- (1) 賃金及び一時金に関する事
- (2) 職員増員に関する事
- (3) 労働条件の改善に関する事
- (4) その他

2 日時

平成22年3月25日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

3 場所

秋田市中通みその町3番33号	社会医療法人明和会本部
秋田市中通みその町3番15号	中通総合病院
秋田市中通六丁目1番58号	中通リハビリテーション病院及び中通歯科診療所
秋田市土崎港北六丁目1番5号	港北中通診療所
秋田市中通みその町4番17号	中通健康クリニック
秋田市仁井田潟中町2番41号	ふき健診クリニック
秋田市橋山登町3番18号	中通高等看護学院
秋田市中通五丁目9番22号	中通訪問看護ステーション及びケアプランセンター
大仙市大曲上栄町6番4号	大曲中通病院
大仙市大曲上栄町4番3号	大曲中通歯科診療所及び大曲訪問看護ステーション
大仙市大曲日の出町二丁目3番27号	大曲みなみクリニック

4 概要

救急外来患者及び入院患者の保安要員若干名を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第140号

平成21年秋田県告示第261号及び平成21年秋田県告示411号の基本測量について、平成22年3月12日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第141号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 市街地再開発組合の名称

中通一丁目地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成21年2月6日から平成25年3月31日まで

3 施行地区

秋田市中通一丁目1番から3番まで、4番1、4番2、5番、6番、7番1、7番2、8番1、8番4、8番5、14番1、15番1、15番2、16番1、16番3、17番、18番1、18番2、18番9、18番14、18番15、18番16、20番1、21番1から21番5まで、21番7及び63番の一部

4 事務所の所在地

秋田市中通一丁目3番24号

5 設立認可の年月日

平成21年2月6日

6 事業計画の変更の認可の年月日

平成22年3月23日

秋田県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	横手大森 大内線	横手市大森町坂部字開101番地先から字矢走215番地先まで	9.00~21.00	0.902
	新	横手大森 大内線	〃	10.00~29.00	0.902

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年3月23日から同年4月5日まで

秋田県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	横手大森 大内線	横手市大森町坂部字小屋ノ沢4番4地先から2番1地先まで	6.80~12.40	0.097
	新	横手大森 大内線	〃	7.60~12.40	0.097

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年3月23日から同年4月5日まで

秋田県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	横手東成 瀬線	横手市山内南郷字赤淵55番10から45番11まで	16.00~33.00	0.071
	新	横手東成 瀬線	〃	11.00~18.00	0.071

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年3月23日から同年4月5日まで

秋田県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	十文字羽 後鳥海線	横手市十文字町睦合字川前453番から364番2まで	12.00～29.00	0.166
	新	十文字羽 後鳥海線	〃	15.00～35.00	0.166

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年3月23日から同年4月5日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年3月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 燦あきた
- 3 代表者の氏名
田 中 敏 勝
- 4 主たる事務所の所在地
秋田市山王六丁目13番8号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、精神的・身体的・社会的健康状態の維持・管理又はメンタル不調者の発見、高齢者・青少年の緊急医療等の対応に関する情報及び相談、支援を必要とする人々に対して、安心して社会生活及び勤労に従事することが出来るよう、各種情報や公共的サービスの提供・支援に関する事業を行ない、行政・他の関係機関と連携しながら地域の活性化・勤労意欲の向上・雇用の創出の実現に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大館市釈迦内土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年3月15日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南秋田郡井川町施田字嚮田112小林繁美ほか14名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（上井河地区農地集積加速化基盤整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成22年3月23日から同年4月19日まで
- 3 縦覧場所 井川町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鳥海町笹子土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年3月15日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

県営土地改良事業（明沢沼地区ため池等整備事業（ため池））につき、その工事を平成22年2月1日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第7号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成22年3月23日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

1 日時

平成22年3月25日午後3時

2 場所

教育委員会委員室

3 案件

- (1) あきた教育新時代創成プログラム平成22年度実施計画（案）について
- (2) 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について
- (3) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について
- (4) 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について
- (5) 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について
- (6) 知事の権限に属する一般社団法人及び一般財団法人に係る事務の教育長及び教育委員会の事務局の職員の補助執行について
- (7) 秋田県高等学校管理規則の一部を改正する規則案について
- (8) その他

公 安 委 員 会 規 則

秋田県公安委員会規則第3号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月23日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条の2を第7条の2の2とし、第7条の次に次の1条を加える。

（高齢運転者等標章の返納）

第7条の2 法第45条の2第4項の規定による公安委員会への高齢運転者等標章の返納は、署長を経由して行わなければならない。

別表第1に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
--------	-------------	------------------

様式第8号の2及び様式第8号の3中「第7条の2」を「第7条の2の2」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月19日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同月1日から施行する。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号